

越知谷ブロック地域自治協議会規約

第1章 総則

(名称) 越知谷ブロック地域自治協議会

第1条 この協議会は、越知谷ブロック地域自治協議会（以下「協議会」という。）と
いう。

(目的)

第2条 協議会は、各行政区の活動を支援し、人口減少からの活性化につながる仕組
みとして制度化された神河町地域自治協議会等に関する要綱に基づき、越知谷ブロッ
ク地域における協働のまちづくりと将来にわたって持続可能な地域づくりを推進する
ことを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 協議会の事務所は、神河町大畠406番地の3 ふれあい喫茶ほっと内 に
置く。

(活動の内容)

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる取り組みを行う。

- (1) 地域課題の把握や情報の発信
 - (2) 地域課題の解決に向けての協議及び事業の実施
 - (3) 地域づくり計画に基づく事業の実施
 - (4) その他、協議会の目的達成のために必要な活動
- (区域)

第5条 協議会の区域は、新田区、作畠区、大畠区、越知区、岩屋区の5区の行政区
域とする。

第2章 協議会の構成

(協議会の構成員)

第6条 協議会の構成員は第5条に示す区域に居住する住民及び区域内で活動する各
種団体、民間事業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、なら
びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けてい
る団体又はその統制下にあるものは協議会の構成員となることができない。

第3章 役員

(役員)

第7条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部会長 5名以内

(4) 理事 5名

(5) 監事 2名

2 会長、副会長、及び監事は、総会において協議会の構成員の中から選出する。

3 部会長は、各部会において、部会員の中から選出する。

4 理事は、各区長が当たる。

5 監事と会長、副会長、部会長及び理事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の選任)

第8条 役員は総会での承認を経て決定する。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

(4) 理事は、理事会において協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議する。

(5) 監事は、協議会の会計、及び事業の執行状況を監査し、総会において監査報告をする。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年（翌々年の定期総会の終了まで）とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員の中で欠員が生じたとき、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、理事会及び部会とする。

2 会議は、原則として全て公開し、協議会の構成員は傍聴できるものとする。ただし、それぞれの会議を代表する者が認めた場合には、その他の者も傍聴できるものとする。

第5章 総会

(総会)

第12条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は30名までとし、別表第1に掲げる、第6条第1項の構成員を代表する理事、及び部会長等により構成し、任期は2年（翌々年の定期総会の終了まで）とする。ただし、再任は妨げない。

3 別表第1に掲げる代議員数は、理事会の協議決定により変更することができる。

(総会の機能)

第15条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算案
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 地域づくり計画の変更
- (4) 規約の改正
- (5) 総会で提案された事項
- (6) 役員の選任と解任
- (7) その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第16条 定期総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、少なくとも会議開催の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に文書をもって通知しなければならない。また、併せて、所定の場所に掲示しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、代議員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合には、出席している代議員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、議長又は他の代議員を代理人とし、委任状により表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員総数及び出席代議員数（委任状を含む）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名

押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会)

第23条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するためには、理事会を設置する。

(理事会の構成)

第24条 理事会は、会長、副会長、理事、部会長及び監事をもって構成し（以下「理事会構成員」という。）、任期は2年（翌々年の定期総会の終了まで）とする。ただし、再任は妨げない。

2 理事は、代議員を兼ねることができる。

(理事会の機能)

第25条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 規約に定める事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第26条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議長)

第27条 理事会の議長は、会長が務める。ただし、会長に事故があり出席できない場合には、会長が指名する副会長が代理できるものとする。

(理事会構成員以外の出席)

第28条 会長が必要と認める時は、理事会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会の定足数)

第29条 理事会は、理事会構成員の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第30条 理事会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席をしている理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第31条 理事会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事会構成員総数及び出席理事会構成員数
- (3) 出席理事会構成員氏名
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

第7章 部会

(部会)

第32条 地域づくり計画に基づく事業を実施するため、次の部会を設置することができる。

- (1) 地域の福祉の向上に関する部会
- (2) 地域の子どもの健全育成及び文化に関する部会
- (3) 地域の生活環境の向上に関する部会
- (4) 地域の安全・安心及び活性化に関する部会
- (5) その他地域づくり計画に基づく部会

2 部会には、事業内容について協議をする部会員を置くものとする。

(部会の報告)

第33条 部会の長は、理事会に対し事業の執行状況を報告する。

第8章 事務局

(事務局)

第34条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、理事会が任命し、協議会の運営及び会計事務を行うほか部会長を兼務することができる。

4 事務局には、必要に応じて事務局員を置くことができるものとし、事務局員は部会長を兼務することができる。

5 事務局の運営に関する事項は、理事会で定める。

第9章 地域づくり計画

(地域づくり計画の策定)

第35条 協議会区域の現状と課題、将来像、基本方針、目標等をまとめた地域づくり計画について、適宜検討し、必要に応じて見直すものとする。

第10章 資産

(資産)

第36条 協議会を構成する各行政区における資産は、従来どおり各行政区に属する。

第11章 会計及び監査

(収入の構成)

第37条 協議会の経費は、協賛金、協議会が行う事業等の収入、町からの交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第38条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第39条 協議会は、会の収入および支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 協議会の構成員による帳簿閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第40条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第12章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第41条 この規約を変更する場合は、総会において、代議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(解散)

第42条 協議会を解散する場合は総会において、代議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第13章 その他

(その他)

第43条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、協議会が神河町長の認可を受けた日から施行する。

2 第3条の規定は令和6年4月1日から施行する。

【別表1】

★地域自治協議会規約 第14条に規定する代議員組織図

